

(五) 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めることとした。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めることとした。(第一一五条の四六関係)

(六) 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くように努めることとした。(第一一五条の四八関係)

5 介護保険事業計画の見直しに関する事項
(一) 厚生労働大臣は、総合確保方針に則して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとした。(第一一六条関係)
(二) 市町村介護保険事業計画について、介護給付対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならぬこととした。(第一一七条関係)

(三) 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならぬこととした。(第一一八条関係)
四 保健師助産師看護師法の一部改正関係
特定行為(診療の補助)であって、看護師が手順書により行う場合には、高度かつ専門的な知識及び技能等が特に必要な行為として厚生労働省令で定めるものをいう。を手順書により行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受けなければならないこととした。(第三七条の二第一項関係)

五 歯科衛生士法、診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正関係
歯科衛生士の行う予防処置について歯科医師の直接の指導ではなく指導の下に行うこととしたとともに、診療放射線技師の業務に放射線の照射等に関連する行為を、臨床検査技師の業務に検体の採取を行うことをそれぞれ追加すること等の見直しを行うこととした。

六 歯科技工士法等の一部改正関係
歯科技工士国家試験の実施主体を都道府県知事から厚生労働大臣に変更することとした。

七 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第一七条等の特例等に関する法律の一部改正関係
医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入学する外国医師又は外国歯科医師は厚生労働大臣の許可を受けて、一定の条件の下に本邦において医療等を行うことができることとしたほか、臨床修練の許可の基準を緩和する等の所要の措置を講ずることとした。(第三条及び第二一条の三等関係)

八 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正関係
看護師等は、病院等を離職した場合等に、住所、氏名等を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならないこととした等看護師等の就業の促進に関する所要の措置を講ずることとした。(第一六条の三等関係)

九 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正関係
持分あり医療法人は、持分なし医療法人への移行に関する計画を作成し、これが適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができることとした等所要の措置を講ずることとした。(附則第一〇条の三、第一〇条の七等関係)
一〇 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正関係
介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成二十七年四月一日から平成二十八年四月一日に変更することとした。(附則第一条関係)

一 生活保護法、国民健康保険法、老人福祉法等の関係法律について、所要の改正を行うこととした。
二 検討規定等
1 政府は、二の六の調査(以下「医療事故調査」という。)の実施状況等を勘案し、医師法第二一条の規定に基づく届出及び二の六の医療事故調査・支援センターへの医療事故の報告、医療事故調査及び医療事故調査・支援セ

ンターの在り方を見直すこと等について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後二年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとした。(附則第二条第二項関係)

2 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで行われる特定行為が看護師により適切に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他の関係者に対して特定行為の研修制度の趣旨が当該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずることとした。(附則第二九条関係)
3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第二条第三項関係)

4 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。
三 施行期日
この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

1 二(医療法の改正) 平成二十六年一月一日(ただし、地域医療構想に関する事項(一の二)及び(三)及び臨床研究中核病院に関する事項(五)は平成二十七年四月一日、医療事故の調査に係る仕組み(六)は平成二十七年一月一日)
2 三(介護保険法の改正) 平成二十七年四月一日(ただし、利用者負担割合の見直し及び特定入所者介護サービス費等の支給要件の見直し(三の二)及び(三)は平成二十八年四月一日までの間で政令で定める日、指定居宅介護支援事業者の見直し(一の二)は平成三〇年四月一日)
3 四(看護師の特定行為の研修制度)及び八(看護師免許保持者等の届出制度) 平成二十七年一月一日

4 五(歯科衛生士法、診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の改正)及び六(歯科技工士法等の改正) 平成二十七年四月一日(ただし、診療放射線技師法の改正の一部は公布の日)

5 七(外国医師臨床修練制度の改正)及び九(持分なし医療法人への移行に係る改正) 平成二十六年一月一日
6 一〇(介護福祉士の資格取得方法の見直しの期日の変更) 公布の日
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(法律第八四号×農林水産省)

1 目的
この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とする(第一一条関係)

2 定義
(一) 「特定農林水産物等」とは、次のいずれにも該当する農林水産物等をいうこととした。(第二条第二項関係)
(1) 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。
(2) 品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること。
(二) 「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称(当該名称により(一)の(1)及び(2)に掲げる事項を特定することができるものに限る。)の表示をいうこととした。(第二条第三項関係)

(三) 「生産行程管理業務」とは、生産者団体が行う次に掲げる業務をいうこととした。(第二条第六項関係)
(1) 農林水産物等についてその生産地、特性、生産の方法等を定めた明細書の作成又は変更を行うこと。
(2) 農林水産物等について生産者団体の構成員たる生産業者が行う生産が明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査等を行うこと。

(四) 農林水産物等に関する法律(農林水産物等に関する法律)の改正等を行うこと。